

特別調達廳の任務等に関する件（國議決定昭和二二・一・五）案

公園及び特別調達廳の性質等に關し、今回運合園最高司令部より別紙のよう、<sup>22</sup>指示があつたので、政府は、左の通り決定する。

一 特別調達廳は、運合園最高司令官覺書第一三九四號第三項に記載されてゐる Government Corporation に該當するものであるので、この覺書の趣旨を鑑み、特別調達廳は、政府の一部であるものと解釋すること。

二 内閣總理大臣は各關係廳に對し、週密なく前項の旨を訓令すること。

（訓令参考案）

三 特別調達廳は、左のような職責を有する政府部局であることを確認すること。

（2） 特別調達廳は、その所管する業務に關する契約の締結及び支拂請求書の證明について責任を有する政府部局である。

（3） 特別調達廳は、特別調達廳法に規定された業務を監督する責任ある政府部局である。

（4） 内閣總理大臣は、運帶なく、大蔵大臣その他の關係各大臣に對し前記の旨（訓令参考案）を、都道府縣知事に對し同項の旨（訓令参考案）を夫々訓令すること。

（5） 占領軍の要束に係る業務につき、常に戰災復興院及び旅駕連絡中央事務局において所掌している業務は、昭和二十三年一月一日までに、これを特別調達廳に委託すること。

備考 運合園最高司令部から同時に指示のあつた公園については右指示の線に従つて至急駕使各段において勘証の上改めて闇譲りにおいて所要の措置を決定するものとする。

訓令参考案

特別調達廳の名義に屬しては、今回連合國最高司令部よりの指示もこれあり。且つ又、**特別調達廳**が、連合國最高司令官總書第一三九四號第三項に記載された Government Corporations のものであることに照らし、政府においては、**特別調達廳**は、政府の一部局であると解釋することに附議決定した。よつて關係各廳においては、今後この趣旨を嚴守し、諸般の問題を處理するに當つては、**特別調達廳**は、これを政府の一部局として、取り扱うこととせられ度い。

右訓令する。

訓令参考案

今般政府は、特別調達廳が政府の一部局であると解釋する旨を附議において決定し、なおこれに伴い特別調達廳は、その所管する業務に關する契約の締結及び支拂に關する證明書の作成について責任ある政府部局であることを確認した。よつて督大臣においては、今後この趣旨を嚴守し、事務處理に當つては、すべて、特別調達廳は、かかる性質の政府部局としてこれを取り扱うこととせられ度く、又、督下各廳に對しその旨を徹底させるため十分の措置を講じられ度い。

## 訓令参考集目

本別調達廳は、外務省に附しては、今迄退台國最高司令部よりの相示もあつたので、政府においては、本別調達廳は、政府の一都局であると存する旨を閣議決定し、なおこれに伴い、特別調達廳は、本別調達廳に規定された業務（の施行）を監督する責任を有する政府部局であることを確認した。よつて貴方に於いては、今後この趣旨を厳守せられ、特別調達廳より貴方に對し右監督上の指示等の行われた場合には、右の趣旨に照し、これを遵守すべきものと了解せられ度い。右訓令する。

一、達台國政府司令官覚書一三九四號第三項に掲記されたる

(Government Corporation)

は、公團及び特別調達廳を意味し

且日本政府の一部局であると解釋しなければならない。

二、公團の場合は、主務大臣、特別調達廳の場合は内閣總理大臣は、關

係廳に對して前項の旨を訓令しなければならない。

三、特別調達廳に關しては、内閣總理大臣は次の事項を關係廳に訓令し  
なければならない。

但し、大蔵大臣及び駿府各省に對して、特別調達廳はその所管業務に  
關する關係の諸経費及び支拂請求書の證明について責任ある政府の  
部局であること。

又、知事に對して、特別調達廳は、特別調達廳法に規定された業務  
を監督する責任ある政府の部局であること。

但し、駿府院及び總理院中央事務局の所掌した巡駐軍の要本業務や  
特別調達廳への眷管は昭和二十三年一月一日まで之を行つたもの